

# 再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱

平成30年7月2日施行

令和元年11月1日改正

令和3年4月1日改正

## (目的)

第1条 この要綱は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第1項により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第9条第2号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを収集し、又は運搬する業及び法第14条第6項により省令第10条の3第2号に規定する処分の業を行う者等の指定を行うことで産業廃棄物の再利用促進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 省令第9条第2号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを収集し、又は運搬する業を「産業廃棄物再生輸送業」といい、その業を行う者としての指定を「産業廃棄物再生輸送業の指定」という。省令第10条の3第2号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを処分する業を「産業廃棄物再生活活用業」といい、その業を行う者としての指定を「産業廃棄物再生活活用業の指定」という。

## (再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物)

第3条 産業廃棄物再生輸送業の指定及び産業廃棄物再生活活用業の指定において対象とする産業廃棄物は次の各号のいずれにも該当せず、かつ指定を行うことによりその再生利用が促進されると考えられる産業廃棄物であって、市長が定めるものとする。

- 一 ばいじん又は燃え殻であって、産業廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- 二 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

2 前項の規定により市長が定めるものは、次のとおりとする。

- 一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)第二条第二項に規定するものをいう。(以下「使用済小型電子機器等」という。)

(産業廃棄物再生利用業の指定申請)

第4条 産業廃棄物再生輸送業の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生輸送業指定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に指定する者については、この限りでない。

- 一 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 取り扱う産業廃棄物の種類
- 三 営業所又は事業場の所在地
- 四 再生利用の目的
- 五 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量
- 六 取引関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 事業計画書(前条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める事項を記載したものに限る。)
- 二 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 三 取引関係を記載した書類
- 四 申請者が次条第1項第1号の基準に適合することを示す次の書類
  - イ 当該収集若しくは運搬又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類
  - ロ 当該収集又は運搬の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類
- 八 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 二 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 五 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 六 自動車検査証の写し
- 七 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 八 その他前条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める書類及び図面

3 産業廃棄物再生活用業の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生活用業指定申請書(別記第2号様式)に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に指定する者については、この限りでない。

- 一 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 取り扱う産業廃棄物の種類
- 三 営業所又は事業場の所在地
- 四 再生利用の目的
- 五 再生利用の方法
- 六 取引関係

- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 事業計画書（前条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める事項を記載したものに限る。）
  - 二 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
  - 三 申請者が次条第2項第1号の基準に適合することを示す次の書類
    - イ 当該再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類
    - ロ 当該再生利用の技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者の履歴書
    - ハ 当該再生利用の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類
    - ニ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
    - ホ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - 四 取引関係を記載した書類
  - 五 生活環境保全上の対策を記載した書類
  - 六 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
  - 七 その他前条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める書類及び図面

（指定の基準）

- 第5条 産業廃棄物再生輸送業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 申請者の能力が、省令第10条第2号に掲げる基準に適合するものであること。
  - 二 当該収集又は運搬において生活環境保全上の支障が生じないこと。
  - 三 申請者が、法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
  - 四 申請者が、法又は八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号。以下「条例」という。）に違反していない者であること。
  - 五 その他第3条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める基準に適合していること。
- 2 産業廃棄物再生活用業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 申請者の能力が、省令第10条の5第1号ロに掲げる基準に適合するものであること。
  - 二 排出事業者から引き取られた産業廃棄物は、その大部分が再生の用に供されること。
  - 三 当該再生利用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
  - 四 当該再生利用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
  - 五 申請者が、法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
  - 六 申請者が、法又は条例に違反していない者であること。

七 その他第3条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める基準に適合していること。

(指定)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請が前条第1項に規定する基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生輸送業の指定を行うものとする。

2 市長は、第4条第3項の規定による申請が前条第2項に規定する基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生活用業の指定を行うものとする。

3 前2項に規定する指定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定により指定をしたときは産業廃棄物再生輸送業指定証(別記第3号様式)を、第2項の規定により指定をしたときは産業廃棄物再生活用業指定証(別記第4号様式)を交付する。

(変更の申請)

第7条 前条第1項の規定により指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生輸送業者」という。)が、第4条第1項第2号若しくは第4号に規定する事項又は同条第2項第1号に規定する事業計画書の内容を変更しようとするときは、産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書(別記第5号様式)を市長に提出して、その変更の指定を申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第4条第2項及び第5条第1項の規定は、前項の申請について準用する。

3 前条第2項の規定により指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生活用業者」という。)が、第4条第3項第2号、第4号若しくは第5号に規定する事項又は同条第4項第1号に規定する事業計画書の内容を変更しようとするときは、産業廃棄物再生活用業変更指定申請書(別記第6号様式)を市長に提出して、その変更の指定を申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 第4条第4項及び第5条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(変更届)

第8条 産業廃棄物再生輸送業者が第4条第1項第1号、第3号、第5号若しくは第6号に規定する事項を変更したとき、又は産業廃棄物再生活用業者が同条第3項第1号、第3号若しくは第6号に規定する事項を変更したときは、その変更をした日から十日以内に、変更届(別記第7号様式)により市長に届け出なければならない。

(業の休止及び廃止届)

第9条 産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者は、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、その休止し、又は廃止した日から十日以内に、業の休止・廃止届(別記第8号様式)により市長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第10条 市長は、産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法又は条例に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
  - 二 産業廃棄物再生輸送業者が第5条第1項に規定する基準に該当しないと認めたととき、又は産業廃棄物再生活用業者が同条第2項に規定する基準に該当しないと認めたととき。
  - 三 第6条第3項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。
- 2 前項に規定する指定の取消しは、指定取消書(別記第9号様式)により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による指定の取消しを行ったときは、当該取消しの内容を公表するものとする。

(指定証の返納)

第11条 産業廃棄物再生輸送業者及び産業廃棄物再生活用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に指定証を返納しなければならない。

- 一 その業の指定を取り消されたとき。
- 二 その業を廃止したとき。
- 三 指定証の有効期間が満了したとき。
- 四 指定証をき損したとき。

(指定証の再交付申請)

第12条 産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者は、指定証を紛失し、又はき損したときは、直ちに、指定証再交付申請書(別記第10号様式)により市長に届け出て、指定証の再交付を受けなければならない。

(産業廃棄物再生輸送業者及び産業廃棄物再生活用業者の報告)

第13条 産業廃棄物再生輸送業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における産業廃棄物再生輸送業の実績に関し、産業廃棄物再生輸送業実績報告書(別記第11号様式)により市長に報告しなければならない。ただし、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、その休止し、又は廃止した日から三箇月以内に報告しなければならない。

- 2 産業廃棄物再生活用業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における産業廃棄物再生活用業の実績に関し、産業廃棄物再生活用業実績報告書(別記第12号様式)により市長に報告しなければならない。ただし、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、その休止し、又は廃止した日から三箇月以内に報告しなければならない。

(産業廃棄物再生利用業の一般指定)

第14条 市長は、第6条第1項及び第2項の規定によるほか、産業廃棄物の再生利用を促進するために特に必要と認めるときは、要件を定めて産業廃棄物再生輸送業の指定又は産業廃棄物再生活用業の指定を行うことができる。

- 2 第5条の規定は、前項の指定については、これを適用しない。

(一般指定の要件)

第15条 第14条第1項の規定に基づき市長が定める産業廃棄物再生輸送業の一般指定の要件は、次のとおりとする。

- 一 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)又は認定事業者の委託を受けた者(認定事業者に係る再資源化事業計画(同条第1項に規定するものであって、小型家電リサイクル法第11条第1項の規定による変更又は同条第2項若しくは第3項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のものをいう。以下「認定計画」という。)において使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者として記載されたものに限る。)であること。
  - 二 使用済小型電子機器等について、次のイから八までに掲げる運搬のいずれかを業として行うこと。
    - イ 使用済小型電子機器等を排出する事業場から処分施設(使用済小型電子機器等の処分を行う施設(認定計画において当該処分を行う施設として記載されたものに限る。)をいう。以下同じ。)までの間の運搬
    - ロ 使用済小型電子機器等を排出する事業場から積替え保管施設(イの運搬の途中で使用済小型電子機器等の積替え又は保管を行う施設(認定計画において当該積替え又は保管を行う施設として記載されたものに限る。)をいう。以下同じ。)までの運搬
    - ハ 積替え保管施設から処分施設までの間の運搬
  - 三 認定計画に記載された小型家電リサイクル法第10条第2項第5号に規定する再資源化事業の内容に従って使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うこと。
- 2 第14条第1項の規定に基づき市長が定める産業廃棄物再生活用業の一般指定の要件は、次のとおりとする。
- 一 認定事業者又は認定事業者の委託を受けた者(認定計画において使用済小型電子機器等の処分を行う者として記載されたものに限る。)であること。

二 認定計画に記載された小型家電リサイクル法第10条第2項第5号に規定する再資源化事業の内容に従って使用済小型電子機器等の処分を行うこと。

附則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱の改訂前の様式による用紙で現に残存する者は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱の改訂前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

（表）

		年 月 日
八王子市長 殿		
申請者 住 所		
氏 名		
		法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号		( )
産業廃棄物再生輸送業指定申請書		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、産業廃棄物再生輸送業の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。		
取り扱う産業廃棄物の種類		
営業所又は事業場の所在地		
再生利用の目的		
運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量		
取 引 関 係	排出事業者（法人にあっては、名称及び所在地）	
	再生利用を行う者（法人にあっては、名称及び所在地）	
	再生製品名	

（日本産業規格A列4番）



(裏)

添 付 書 類 及 び 図 面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画書</li><li>2 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）</li><li>3 取引関係を記載した書類</li><li>4 申請者が再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第5条第1項第1号の基準に適合することを示す次の書類<ol style="list-style-type: none"><li>イ 当該収集若しくは運搬又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</li><li>ロ 当該収集又は運搬の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類</li><li>ハ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>ニ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li></ol></li><li>5 生活環境保全上の対策を記載した書類</li><li>6 自動車検査証の写し</li><li>7 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>8 その他再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第3条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める書類及び図面</li></ol>
--------------------------------------	--

備考

- 1 正副2部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

第2号様式(第4条関係)

(表)

年 月 日		
八王子市長 殿		
申請者 住 所		
氏 名		
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
電話番号 ( )		
産業廃棄物再生活用業指定申請書		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定により、産業廃棄物再生活用業の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。		
取り扱う産業廃棄物の種類		
営業所又は事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
取 引 関 係	排出事業者(法人にあっては、 名称及び所在地)	
	運搬を行う者(法人にあって は、名称及び所在地)	
	再生製品名	

(日本産業規格A列4番)

(裏)

添 付 書 類 及 び 図 面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画書(再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第3条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める事項を記載したものに限る。)</li><li>2 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)</li><li>3 申請者が再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第5条第2項第1号の基準に適合することを示す次の書類<ol style="list-style-type: none"><li>イ 当該再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</li><li>ロ 技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者の履歴書</li><li>ハ 当該再生利用の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類</li><li>ニ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>ホ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li></ol></li><li>4 取引関係を記載した書類</li><li>5 生活環境保全上の対策を記載した書類</li><li>6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>7 その他再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第3条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める書類及び図面</li></ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 正副2部提出すること。</li><li>2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。</li></ol>

第3号様式（第6条関係）

指定 第 号

産業廃棄物再生輸送業指定証

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、下記のとおり  
指定する。

年 月 日

八王子市長

印

記

- 1 指定の年月日 年 月 日
- 2 指定の有効期限 年 月 日
- 3 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 取引関係
- 5 指定の条件

注1 この指定に不服がある場合には、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求することができます。

2 この指定については、この指定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 1の場合において、指定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。

4 2の場合において、指定（1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（日本産業規格A列4番）

第4号様式（第6条関係）

指定 第 号	
産業廃棄物再生活用業指定証	
住 所	
氏 名	
〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定により、下記の とおり指定する。	
年 月 日	
八王子市長	
印	
記	
1 指定の年月日	年 月 日
2 指定の有効期限	年 月 日
3 取り扱う産業廃棄物の種類	
4 再生利用の方法	
5 指定の条件	
6 取引関係	
注1 この指定に不服がある場合には、この指定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求することができます。	
2 この指定については、この指定（1の審査請求をした場合は、裁決）があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。	
3 1の場合において、指定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。	
4 2の場合において、指定（1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。	

（日本産業規格A列4番）

第5号様式(第7条関係)

(表)

		年 月 日
八王子市長 殿		
		住 所
		氏 名
		(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)
		電話番号
産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書		
再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第7条第1項の規定により、産業廃棄物再生輸送業の変更の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。		
指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号	
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		

(日本産業規格A列4番)

(裏)

添 付 書 類 及 び 図 面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画書（再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第3条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める事項を記載したものに限る。）</li><li>2 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）</li><li>3 取引関係を記載した書類</li><li>4 申請者が再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第5条第1項第1号の基準に適合することを示す次の書類<ol style="list-style-type: none"><li>イ 当該収集若しくは運搬又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</li><li>ロ 当該収集又は運搬の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類</li></ol></li><li>ハ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>ニ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>5 生活環境保全上の対策を記載した書類</li><li>6 自動車検査証の写し</li><li>7 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>8 その他再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第3条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める書類及び図面</li></ol>
--------------------------------------	---

備考

- 1 正副2部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。
- 3 添付書類及び図面は、変更があるものを提出すること。

第6号様式(第7条関係)

(表)

		年	月	日
八王子市長		殿		
		住所		
		氏名		
		〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕		
		電話番号 ( )		
産業廃棄物再生活用業変更指定申請書				
再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第7条第3項の規定により、産業廃棄物再生活用業の変更の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。				
指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号			
変 更 の 内 容	変更前			
	変更後			
変 更 の 理 由				
変 更 予 定 年 月 日				

(日本産業規格A列4番)



(裏)

添 付 書 類 及 び 図 面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画書（再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第3条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める事項を記載したものに限る。）</li><li>2 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）</li><li>3 申請者が再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第6条第2項第1号の基準に適合することを示す次の書類<ol style="list-style-type: none"><li>イ 当該再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</li><li>ロ 技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者の履歴書</li><li>ハ 当該再生利用の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類</li></ol></li><li>ニ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>ホ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>4 取引関係を記載した書類</li><li>5 生活環境保全上の対策を記載した書類</li><li>6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>7 その他再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第3条の規定により市長が定める産業廃棄物ごとに市長が定める書類及び図面</li></ol>
--------------------------------------	---

備考

- 1 正副2部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。
- 3 添付書類及び図面は、変更があるものを提出すること。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日	
八王子市長 殿	
住 所	
氏 名	
〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
電話番号	
変 更 届	
再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に	
関する要綱第8条の規定により、産業廃棄物再生	輸送 業 活 用
業の変更について、次のとおり 届け出ます。	
指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号
変 更 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 指定証の写し
  - (2) 変更内容を証する書類
- 2 2部提出すること。

（日本産業規格A列4番）

第8号様式（第9条関係）

年 月 日	
八王子市長 殿	
住 所 氏 名 〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
電話番号	
業の 休 止 届 廃 止	
<p>再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に          関する要綱第9条の規定により、産業廃棄物再生 輸送 全部 休止          活用 業の 一部 の 廃止          について、          次のとおり届け出ます。</p>	
指定年月日及び指定番号	年 月 日 指定 第 号
休止又は廃止する業務	
休止 年月日 廃止	年 月 日
休 止 予 定 期 間	
休 止 の理由 廃止	

備考

- 1 指定証を添付すること。
- 2 2部提出すること。

（日本産業規格A列4番）

第 号
指 定 取 消 書
住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕
年 月 日付指定 第 号で指定した産業廃棄物再生 輸送 業につい 活用
ては、再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定 に関する要綱第10条の規定により、下記のとおり指定を取り消す。
年 月 日
八王子市長 印
記
1 取消事項
2 取消理由

- 注1 この指定に不服がある場合には、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求することができます。
- 2 この指定については、この指定(1の審査請求をした場合は、裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、指定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、指定(1の審査請求をした場合は、採決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第10号様式(第12条関係)

年 月 日	
八王子市長 殿	
住 所	
氏 名	
〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
電話番号	
指 定 証 再 交 付 申 請 書	
再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に	
関する要綱第12条の規定により、産業廃棄物再生	輸送 業指定証の再交付について、 活用
次のとおり申請します。	
指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号
産業廃棄物の種類	
再交付申請の理由	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) てん末書又は始末書
  - (2) き損の場合は、き損した指定証
- 2 2部提出すること。

(日本産業規格A列4番)

第 1 1 号様式 ( 第 1 3 条関係 )

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

氏 名

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号 ( )

産業廃棄物再生輸送業実績報告書

再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物再生輸送業に係る実績を報告します。

指 定 年 月 日 及 び 指 定 番 号	年 月 日 指 定 第 号
報 告 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
産 業 廃 棄 物 の 種 類	
再 生 利 用 の 目 的	
再生利用のために運搬した量	

( 日本産業規格A列4番 )

第12号様式(第13条関係)

年 月 日

八王子市長 殿

住 所

氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号 ( )

産業廃棄物再生活用業実績報告書

再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物の輸送業及び活用業を行う者等の指定に関する要綱第13条第2項の規定に基づき、産業廃棄物再生活用業に係る実績を報告します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号
報 告 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
産 業 廃 棄 物 の 種 類	
再 生 利 用 の 目 的	
処 理 を 受 託 し た 量	
再 生 利 用 量	
残 さ の 処 分 量	

(日本産業規格A列4番)